【5．建築物の階数】　（地上）　　階　（地下）　　階

【6．建築物の用途】□一戸建ての住宅　□共同住宅等
□非住宅建築物
□複合建築物

【7．建築物の住戸の数】
建築物全体　　戸

【8．構造】　　造　一部　　造

【9．基準省令附則第３条又は第４条の適用の有無】　□有　□無
竣工年月日　　年　　月　　日　　竣工

【10. 建築物の構造及び設備の概要】
別添の申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書による

【11. 該当する地域の区分】　　地域

【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】
１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
□外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）(基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　(基準値　　)
□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外
２．一次エネルギー消費量に関する事項
⑴　非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
□基準省令第１条第１項第１号イの基準　□基準省令第１条第１項第１号ロの基準
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
⑵　住宅又は複合建築物の住宅部分
□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準
共用部分の基準一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）
共用部分の設計一次エネルギー消費量（　　ＧＪ／年）
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
⑶　複合建築物
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）

【13. 備考】

（第三面）

〔住戸に関する事項〕

【1．住戸の番号】

【2．住戸の存する階】　　階

【3．専用部分の床面積】　　㎡

【4．住戸のエネルギー消費性能】
１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項
□外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）(基準値　　W／（㎡・K））
冷房期の平均日射熱取得率　　(基準値　　)
□外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準対象外
２．一次エネルギー消費量に関する事項
□基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
□一次エネルギー消費量に関する仕様基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）

（別紙）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合
１．住戸に係る事項
⑴　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置
１）屋根又は天井
【断熱材の施工法】□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）(厚さ　　㎜)
□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）
２）壁
【断熱材の施工法】□内断熱工法　□外断熱工法
□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法
【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）(厚さ　　㎜)
□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）